2 薬第 3 0 4 0 号 令和 3 年 3 月 3 日

関係団体の長 殿

福岡県保健医療介護部薬務課長

「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」における 差別的取扱い等の防止に関する規定について

平素より、本県の新型コロナウイルス感染拡大防止にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第5号。以下「改正法」という。)については、第204回国会(通常国会)において、令和3年2月3日に可決成立し、2月13日に施行されました。改正法においては、新たに差別的取扱い等の防止に関する規定が設けられています。 (改正法及び政令の内容(抜粋)参照)

当該規定の具体的な内容について、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から別添のとおり示されましたので、お知らせいたします。

つきましては、その趣旨を十分御理解の上、新型コロナウイルス感染症に起因する差別的取扱い等を防止するため、迅速かつ的確に対策、措置等を講じるべく、その運用に遺漏なく対応してくださいますようお願いします。